

基発第1112002号
平成19年11月12日

三重労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に
発症した肝血管肉腫の業務上外について(回答)

平成19年3月5日付け三労発基第204号をもつてりん伺のあった標記の
件について、下記のとおり回答する。

記

■事案については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号9に定める
業務上の疾病として取り扱われたい。

基発第1112003号
平成19年11月12日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

塩化ビニルばく露作業に従事していた労働者に
発症した肝血管肉腫の業務上外について(回答)

平成19年8月8日付け愛労発基第350号をもつてりん伺のあった標記の
件について、下記のとおり回答する。

記

■■■■■事案については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号9に定め
る業務上の疾病として取り扱われたい。